

平成30年第11回 湧別町農業員会総会議事録

1. 会 期	平成30年11月20日 (火)	10時00分 開会 10時40分 閉会
2. 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室	
3. 議 件		
日 程 第 1	議事録署名委員の指名について	
日 程 第 2	会期の決定について	
日 程 第 3	諸般の報告について	
日 程 第 4	議案第1号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について	
日 程 第 5	議案第2号 現況証明願いについて	
日 程 第 6	議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	
日 程 第 7	議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用配分計画案の決定について	

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 佐藤 弘朗	2 久保 直之	3 松田 和浩	4 姉崎 淳一
5 山崎 幸一	6 関口 哲治		8 児嶋 和美
	10 藤井 浩行		
	14 秋葉 宏之	15 松浦 敬貴	16 本間 保利
17 如澤 寿生			20 渡辺 健一
21 越智 淳一	22 鈴木 幹雄	23 長屋 教幸	24 島田 宗央
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
7 友澤 勇司	9 松橋 聡	11 山口 一行	
12 中原 修	13 安藤 弘司	18 小崎 勝敏	
19 栗田 淳			
6. 事務局			
事務局長	松井 薫	主幹	宮本 則幸
農地係主任	國分 昌宏		

議 長	<p>定刻になりましたので、只今から平成30年第11回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、18名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。 本日の議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定によって、8番 児嶋委員、10番 藤井委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。前回、総会以降の行事について、事務局長より報告させます。</p>
事務局	<p>平成30年10月26日に開催されました平成30年第10回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。</p> <p>10月26日金曜日、町内におきまして平成30年度農地パトロールが実施され、これに会長はじめ各委員が出席しております。</p> <p>10月29日月曜日、湧別町農協芭露支所におきまして、農地あっせん会議が開催され、これに長屋委員、児嶋委員が出席しております。</p> <p>10月30日火曜日、湧別町農業委員会委員候補者評価委員会が開催され、これに会長と島田代行が出席しております。</p> <p>11月8日木曜日、湧別町農協芭露支所におきまして、農地あっせん会議が開催され、これに長屋委員が出席しております。</p> <p>11月19日月曜日、議会議場におきまして、平成30年第3回湧別町議会臨時会が開催され、これに会長が出席しております。</p> <p>本日9時30分、19日の臨時議会において任命が同意されました松田委員に対し、町長室において会長立会のもと町長より任命書の授</p>

事務局	<p>与式が行われました。</p> <p>本日、平成30年第11回湧別町農業委員会総会を開催致しております。</p> <p>以上、活動状況の報告と致します。</p>
議長	<p>日程第4、議案第1号を議題とします。 事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書2ページをご覧下さい。議案第1号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について。別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い、同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので農業委員会の議決を求めるものです。本総会において5件の合意解約が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書3ページをご覧下さい。</p> <p>番号1番、利用権の設定をした者、錦町、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、錦町、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は錦町●●番●外計2筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は20,230㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成21年1月30日から平成30年11月30日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成30年10月30日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>番号2番、利用権の設定をした者、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村二区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村二区●●番●の内外計2筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は34,649㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成28年2月10日から平成32年11月30日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成30年11月5日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料2ページにより位置説明)</p> <p>番号3番、利用権の設定をした者、置戸町、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村二区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村二区●●番●の内で、地目は公簿、現況共に畑、面積は4,000㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関</p>

事務局	<p>係は賃貸借、利用権の期限は平成28年2月24日から平成30年12月31日までの3年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成30年11月5日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料3ページにより位置説明)</p> <p>番号4番、利用権の設定をした者、屯田市街地、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村二区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村二区●●番●の内外計2筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は4,600㎡、利用権設定等の種類は賃貸権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成28年2月24日から平成32年12月31日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成30年11月5日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料4ページにより位置説明)</p> <p>番号5番、利用権の設定をした者、南兵村二区、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村二区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村二区●●番●の中で、地目は公簿、現況共に畑、面積は4,440㎡、利用権設定等の種類は賃貸権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成28年2月24日から平成30年12月31日までの3年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成30年11月5日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料4ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第1号の質疑を行います。先に3ページ番号1番について、質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、16番 本間委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(本間委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから、3ページ番号1番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>16番 本間委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(本間委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>次に議案第1号の残りの議案の質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	(なしとの声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第1号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第1号は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5、議案第2号を議題とします。</p> <p>事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書4ページをご覧ください。議案第2号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において3件提出されております。</p> <p>内容を説明しますので、議案書5ページをご覧ください。証明願出人、所有者ともに、北見市、●●●●さんです。</p> <p>土地の所在ですが、東芭露●●番●外計2筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面積は5,434㎡で、利用状況は山林であり、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は長屋委員、児嶋委員、栗田委員でございます。</p> <p>(別冊資料5ページにより位置説明)</p> <p>議案書6ページをご覧ください。証明願出人、所有者ともに南兵村三区、●●●●さんです。</p>

<p>事務局</p>	<p>土地の所在ですが、南兵村三区●●番●で、地目は公簿が田で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は1,378㎡で、利用状況は原野であり、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は佐藤委員、渡辺委員、小崎委員でございます。</p> <p>(別冊資料6ページにより位置説明)</p> <p>議案書7ページをご覧ください。証明願出人、所有者ともに東芭露、●●●●さんです。</p> <p>土地の所在ですが、東芭露●●番●外計7筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面積は8,216㎡で、利用状況は原野、用悪水路、雑種地、山林であり、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は児嶋委員、長屋委員、越智委員でございます。</p> <p>(別冊資料7・8ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから、議案第2号の質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから、議案第2号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6、議案第3号を議題とします。 事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書8ページをご覧ください。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が4件、貸借権が5件、使用貸借が2件提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書9ページをご覧ください。</p>

事務局

まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、東芭露、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、東芭露、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、東芭露●●番●外計22筆で合計面積は100,421㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成30年11月20日で、対価の支払い時期につきましては、平成30年12月15日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、7,024,000円でございます。

(別冊資料9・10・11ページにより位置説明)

続きまして、2番、所有権の移転をする者は、東芭露、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、東芭露、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、東芭露●●番●外計55筆で合計面積は280,402.92㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成30年11月20日で、対価の支払い時期につきましては、平成30年12月15日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、15,475,000円でございます。

(別冊資料12・13・14ページにより位置説明)

続きまして議案書の11ページをご覧ください。3番、所有権の移転をする者は、上芭露、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、上芭露、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、上芭露●●番●で面積は4,346㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成30年11月20日で、対価の支払い時期につきましては、平成30年12月28日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、521,000円でございます。

(別冊資料15ページにより位置説明)

続きまして4番、所有権の移転をする者は、遠軽町、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、札富美、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、札富美●●番●外計2筆で合計面積は5,544㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成30年11月20日で、対価の支払い時期につきましては、平成30年11月30日となってお

事務局

り、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、720,000円でございます。

(別冊資料16ページにより位置説明)

続きまして議案書の12ページをご覧ください。賃借権でございます。番号1番、利用権の設定をする者は、北兵村三区、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、錦町、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、錦町●●番●外計2筆で合計面積は8,882㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年11月20日から平成40年11月30日までの10年間となっており、賃貸価格は53,000円でございます。

(別冊資料17ページにより位置説明)

番号2番、利用権の設定をする者は、錦町、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、錦町、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、錦町●●番●の内面積は17,000㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年11月20日から平成35年11月30日までの5年間となっており、賃貸価格は102,000円でございます。

(別冊資料1ページにより位置説明)

番号3番、利用権の設定をする者は、置戸町、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村二区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村二区●●番●の内面積は4,000㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年11月20日から平成30年12月31日までの1月間となっており、賃貸価格は28,000円でございます。

(別冊資料3ページにより位置説明)

番号4番、利用権の設定をする者は、屯田市街地、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村二区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村二区●●番●の内外計2筆で合計面積は4,600㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年11月20日から

事務局

平成32年12月31日までの2年間となっており、賃貸価格は36,000円でございます。

(別冊資料4ページにより位置説明)

番号5番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村二区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村二区●●番●の内で面積は4,440㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年11月20日から平成32年12月31日までの2年間となっており、賃貸価格は35,000円でございます。

(別冊資料4ページにより位置説明)

続きまして、議案書の13ページをご覧ください。使用貸借です。番号1番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、屯田市街地、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村二区●●番●外計25筆で、合計面積は112,107㎡であり、利用権設定等の種類は使用貸借権で、成立する法律関係は使用貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年11月20日から平成40年11月19日までの10年間となっております。

(別冊資料18・19ページにより位置説明)

続きまして、番号2番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村二区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、屯田市街地●●番●外計34筆で、合計面積は127,876㎡であり、利用権設定等の種類は使用貸借権で、成立する法律関係は使用貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年11月20日から平成40年11月19日までの10年間となっております。

(別冊資料20・21・22ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

議長

これから議案第3号の質疑を行います。先に12ページ番号2番について、質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、16番 本間委員の退席をお願いします。暫時休憩します。

	(本間委員退席)
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから、12ページ番号2番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり可決されました。 16番 本間委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。
	(本間委員着席)
	休憩前に引き続き会議を開きます。 次に議案第3号の残りの議案の質疑を行います。質疑ございませんか。
鈴木委員	9ページ及び10ページにて所有権の移転を受ける、●●●●は、●●●●さんの会社か。
事務局	そのとおりです。
議 長	ほかに質疑ありませんか。
久保委員	12ページの番号3番の利用権の期限について、平成30年11月20日から平成30年12月31日までとあるのに、期間が1年間というのはどういうことか。
事務局	期間の表記「1年間」は誤りで「1月間」が正解であります。
議 長	ほかに質疑ありませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第3号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第7、議案第4号を議題とします。 事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の15ページをご覧ください。</p> <p>議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用配分計画案の決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、公益財団法人北海道農業公社から別紙の農用地利用配分計画案の作成及び提出を求められたので、農業委員会の議決を求めるものです。なお、当該配分計画案について異存なき場合は、同法同条第3項の規定により、その旨農業委員会の意見として公益財団法人北海道農業公社に提出するものであります。本総会において1件提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書16ページをご覧ください。</p> <p>番号1番、利用権の設定をする者、札幌市、●●●●さん、所有者は、南兵村二区、●●●●さん、利用権の設定を受ける者、南兵村二区、●●●●さんでございます。</p> <p>利用権設定に係る土地の所在ですが、南兵村二区●●番●の内外計2筆で面積合計は34,649㎡でございます。</p> <p>利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用期間は平成31年1月15日から平成37年11月30日までの5年間で、賃貸価格につきましては、251,000円でございます。</p> <p>(別冊資料2ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	これから、議案第4号の質疑を行います。 質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから、議案第4号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	(異議なしとの声)

議 長

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

おはかりします。

本総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。

これで、平成30年第11回湧別町農業委員会総会を閉会します。

閉 会 10時40分

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長 吉 村 智 之

署名委員 児 嶋 和 美

署名委員 藤 井 浩 行